

2025 年 10 月 16 日

各 位

株式会社 福邦銀行

「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

株式会社福邦銀行（頭取 湯浅 徹）は、危機事象発生時において継続的かつ円滑な金融サービスの提供を可能にするため、日本政策金融公庫福井支店及び武生支店と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結したことをお知らせいたします。

記

1. 背景と目的

本業務連携は、近年頻発・激甚化している自然災害の発生や、深刻な感染症の拡大等、様々な危機事象の発生に備えるためのものです。事前に業務連携の方針や体制を整備しておくことで、危機発生時において地域の事業者に対し切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、地域の金融インフラとしての責任を果たしてまいります。

2. 連携事項

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- （１）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （２）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- （３）地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- （４）職員の緊急避難先として、相互の建物への避難
- （５）被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用
- （６）その他危機事象発生時に必要となる連携

以上